



宮代の水道



平成31年1月
宮代町水道事業

宮代の水道

目次

宮代の水道のあゆみ	1
水道事業のしくみ	2
給水人口・年間配水量・水道水質基準	3
宮代町水道施設MAP	4
水道施設と給水の流れ	6
町の水道を使用するには	8
定期的な漏水チェックと凍結防止の対策	9
漏水の修理は町の指定業者へ	10
水道料金について	11
水道に関するQ&A	12
災害対策への取組	14

編集・発行

宮代町まちづくり建設課 上下水道室

住所：宮代町字宮東51番地

TEL：0480－33－5554

FAX：0480－33－5586

Mail：suidou@town.miyashiro.saitama.jp

宮代町の水道のあゆみ

宮代町の水道事業は、昭和34年に創設事業認可を受け建設に着手し、昭和36年に第1浄水場が完成し、給水を開始しました。

その後、人口の増加や社会情勢の変化に対応しながら事業の拡張を図り、現在は第5次拡張の事業認可を受け、事業を行っています。

現在、町内の水道普及率はほぼ100%（99.9%）で、給水人口は33,985人、年間給水量は3,969千 m^3 、配水管延長は142km（全て平成29年）となっています。

今後の水道事業の課題としては、耐用年数を過ぎた施設や水道管の更新、大きな地震に備えた耐震化があります。皆さんの生活に欠かせない水道の安定給水を目指し、事業を運営しています。

事業	年月	計画給水人口	計画給水量	主な事業
創設	S36. 5	7,000人	1,260 m^3 /日	第1浄水場完成 第1水源施設
第1次拡張事業	S38. 6	13,000人	2,340 m^3 /日	第2水源施設完成
第2次拡張事業	S43. 8	20,000人	4,600 m^3 /日	第3水源施設完成
第3次拡張事業	S47. 6	25,000人	8,800 m^3 /日	第4・5水源施設完成
第3次拡張事業 (計画変更)	S48. 7	36,000人	13,600 m^3 /日	第2浄水場完成 第6・7・8・9水源施設 完成
第4次拡張事業	S56. 6	33,600人	17,700 m^3 /日	第2浄水場内 PCタンク完成
県営水道 受水開始	S56. 7			2,800 m^3 /日 受水
第5次拡張事業	H8. 3	46,100人	22,600 m^3 /日	宮東配水場完成

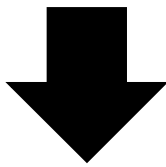
水道事業のしくみ

水道事業は、事業に必要な経費をすべて水道料金でまかなう「独立採算」が原則です。そのため、税金でまかなわれる町の一般会計とは別に「水道事業会計」という独立した会計を設けて運営しています。

お客様



水道料金を
いただきます



安心で安全な水
をお届けします



宮代町水道事業

施設の運転管理

浄水場の管理室で機械を操作し、使う量にあわせて水を作ったり送り出したりしています。



水道メーターの検針



お客様の水道メーターを見て、使用水量を計量します。この作業を「検針」といい、検針をもとに料金を計算します。

水質検査



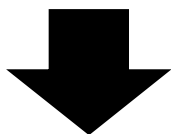
安全な水をお送りするために、浄水場・公園などの水を定期的に検査しています。

施設更新と耐震化



施設の更新や耐震化を行ったり、古くなった配水管などを計画的に更新しています。

借入れ金の
返済をします



施設整備のためにお
金を借ります

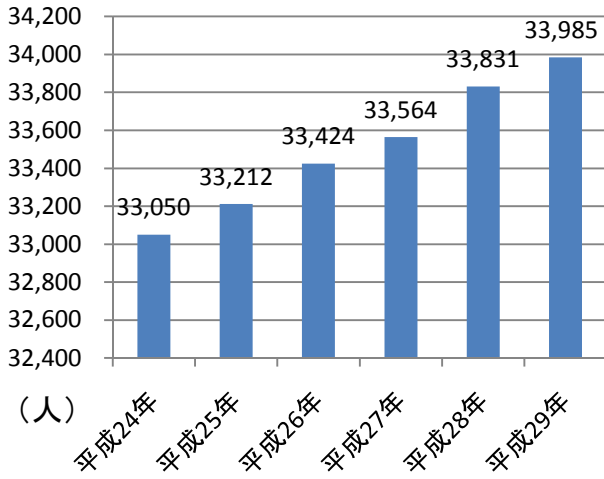
国や金融機構など

お金を借入れる理由

現在水道を使用している方だけでなく、将来使用する方も水道施設（浄水場や水道管など）の恩恵を受けます。このため、施設の建設にかかる費用の一部を国などから借り入れて事業を行い、その後、毎年決まった額を返済することで、将来にわたり皆さまに公平に負担していただく仕組みになっています。

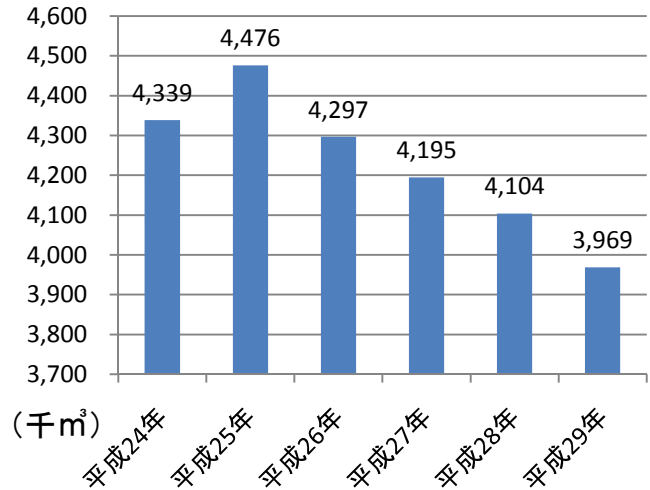
給水人口

給水人口は道仏土地区画整理事業の進捗に伴い、平成24年からは増加傾向にあります。給水人口のピークであった平成7年の35,331人には及びません。



年間配水量

年間配水量は、住民の節水意識の向上や、節水機器の普及により、減少傾向にあります。給水人口は増加していますが、各世帯で使用する水量は減少傾向にあることがわかります。



水道水質基準

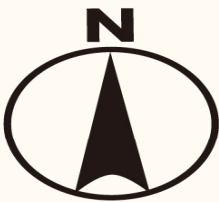
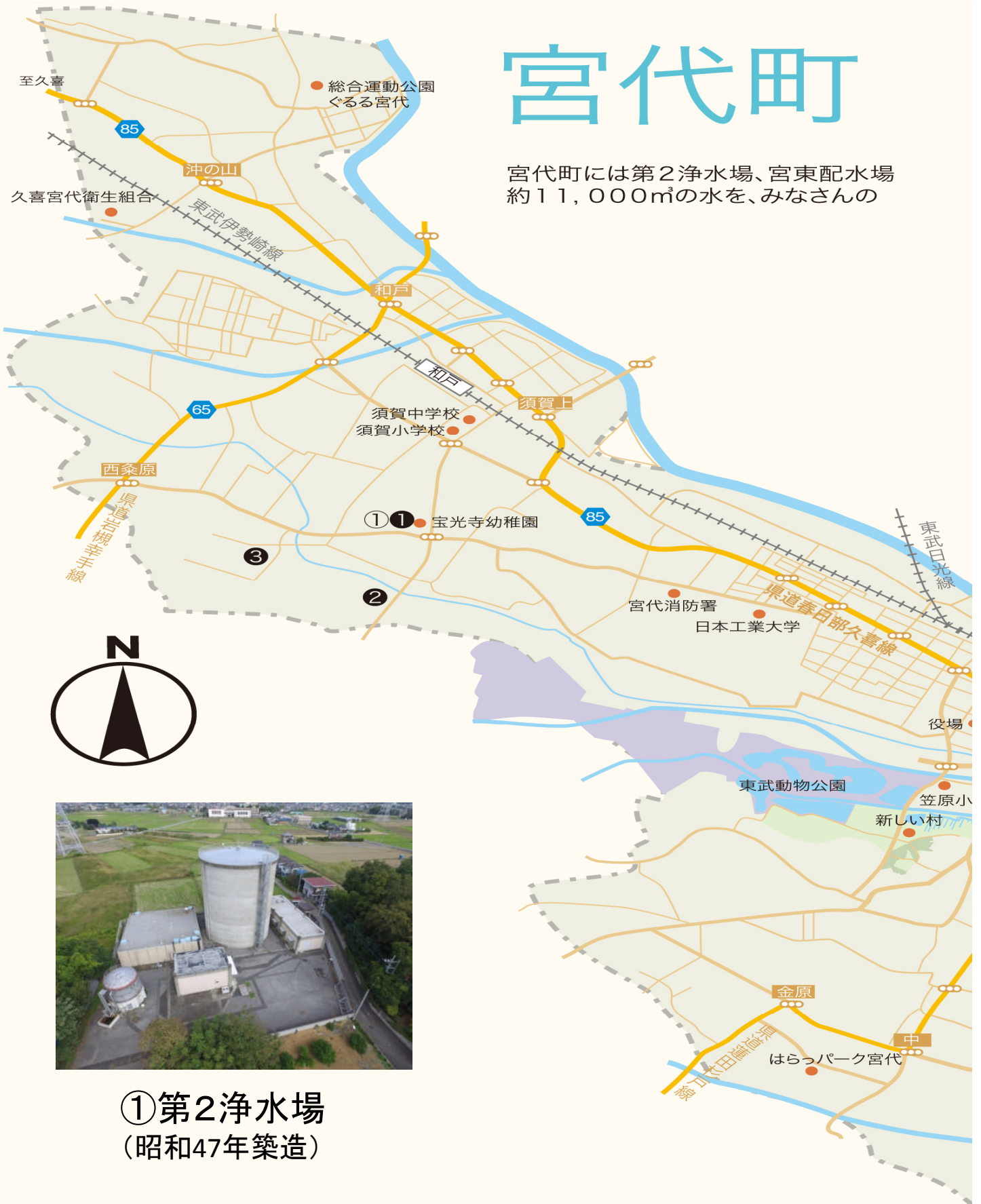
皆さんにお届けする水道水は、国が定めた検査項目を全てクリアした安全な水です。これらの項目を定期的に検査しています。(色塗り部分は毎月検査が必要な項目です。その他項目は年1回の検査が義務付けられています)

項目	基準
「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」	異常がないこと
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2 大腸菌	検出されないこと
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16 1,1-ジクロロエチレン 及び1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20 ベンゼン	0.01mg/L以下
21 塩素酸	0.6mg/L以下
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23 クロロホルム	0.06mg/L以下
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下

項目	基準
26 臭素酸	0.01mg/L以下
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
29 プロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30 プロモホルム	0.09mg/L以下
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38 塩化物イオン	200mg/L以下
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40 蒸発残留物	500mg/L以下
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47 pH値	5.8以上8.6以下
48 味	異常でないこと
49 臭気	異常でないこと
50 色度	5度以下
51 濁度	2度以下

宮代町

宮代町には第2浄水場、宮東配水場
約11,000m³の水を、みなさんの



①第2浄水場
(昭和47年築造)